定額複利預金規定

（令和４年４月１日現在）

【定額複利預金規定】

１．（自動継続）

（１） この預金のうち、自動継続扱いのものは、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

（２） この預金のうち、自動継続扱いのものの継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３） 継続を停止するときは、通帳（証書）記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

２．（預金の支払時期等）

（１） この預金は、預金の全部または一部について預入日の６か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の６か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。

（２） 前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の６か月後の応当日から最長預入期限までの間に、１万円以上の金額で請求してください。

なお、この預金のうち、自動継続扱いのものにおいて、預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

３．（証券類の受入れ）

（１） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（２） 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。（証書の場合は、証書と引換えに当店で返却します。）

４．（利　　息）

（１） この預金の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同様とします。）から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については前記第１条第２項の利率。）によって６か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

①６か月以上１年未満
②１年以上２年未満
③２年以上３年未満
④３年以上４年未満
⑤４年以上５年未満
⑥５年

（２） この預金の預入日において当金庫がこの預金について金額階層ごとに約定利率を設けている場合、一部支払い後の預金残高には、一部支払い後の預金残金が該当する金額階層の約定利率（この約定

利率は、預入日に定めた利率とします。）を適用します。

（３） 自動継続扱いで継続後の預金の利息についても、前項（１）と同様の方法によります。

（４） 自動継続扱いの場合の利息は、あらかじめ指定された預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。

（５） 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

（６） この預金の最長預入期限以後の利息（自動継続を停止した場合における最長預入期限以後の利息を含みます。）は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（７） この預金を第７条第１項により満期日前に解約する場合および第７条第４項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（８） この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

５．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第７条第４項第１号、第２号ＡからＧおよび、第３号ＡからＥおよび第４号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第７条第４項第１号、第２号ＡからＧ、第３号ＡからＥ、または第４号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

６．（取引の制限等）

（１） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合または第８条第１項に定める届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２） １年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（３） 日本国籍を保有せず在留期限ある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（４） 第１項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（５） 前４項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

７．（預金の解約、書替継続）

（１） この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約をすることはできません。

（２） この預金を解約、一部支払い、または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当店または当金庫本支店に提出してください。なお、この預金を解約、一部支払い、または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するために当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫

が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

（３） 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第１項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

②この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、または、そのおそれがあると合理的に認められる場合

（４） 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止・解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この停止・解約により当金庫に損害が生じたときは、預金者がその損害を賠償するものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれか(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

Ｃ．暴力団員でなくなった時から５年を経過していない者

Ｄ．暴力団準構成員

Ｅ．暴力団関係企業

Ｆ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

Ｇ．その他前記ＡからＦに準ずる者

③預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．その他預金者(預金者が法人である場合には、役員または経営に実質的に関与している者を含む。)が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

④預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．前記ＡからＤに準ずる行為

８．（届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等）

（１） この通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

（２） 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更前に生じた損害について、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（３） この通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳（証書）の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

９．（成年後見人等の届出）

（１） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（２） 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３） すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４） 前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５） 前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１０．（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１１．（譲渡、質入れの禁止）

（１） この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。

（２） 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１２．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１） この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。

（２） 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）および通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３） 第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利

率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４） 第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５） 第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１３．（規定の変更等）

（１） この規定の各条項で規定する、金額、期間、手数料その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２） 前項の変更は、公表の際に定める１ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上